



くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問合せ先へご確認ください。

市役所 TEL 974-3111
総合案内 FAX 973-9819

令和6年能登半島地震災害義援金の寄附について

令和6年1月1日に発生した、能登地方を震源とする最大震度7の地震により、石川県を中心に大きな被害が出ています。犠牲になられた方へ哀悼の意を表するとともに、被害を受けられた方に心よりお見舞い申し上げます。うるま市では、令和6年能登半島地震によって甚大な被害を受けた石川県の一日も早い復興を願い、500万円の災害義援金を寄附しております。石川県での救援活動の進展と一刻も早い復旧を深く祈念いたします。

うるま市長 中村 正人

急傾斜地崩壊危険区域指定説明会

県中部土木事務所では、宮城島において、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を計画しております。つきましては、下記の日程で説明会を開催し

くらし

ますので、皆さまのご参加をお願いします。

日時 3月21日(木) 午後6時30分～7時30分

指定地域 与那城上原

対象 与那城上原、与那城宮城、与那城池味にお住まいの方

場所 宮城島「コミュニティ防災センター」

問 県中部土木事務所計画調査班
☎89416518

高齢者等肺炎球菌予防接種における定期接種対象者変更について

高齢者等肺炎球菌予防接種の定期接種対象者が、経過措置の終了にともない、令和6年度から変更になります。

変更前(現対象者)

① 年度末までに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳または百歳になる方

② 60～64歳の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の周辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方

変更後(令和6年4月以降)

① 65歳の方 ※②は変更ありません

注意事項 4月以降、現対象者①は定期接種の対象から外れるため、全額自己負担になります。公費助成を希望される方は、令和6年3月31日までに接種してください。ただし、65歳の方は、66歳の誕生日の前日まで、公費助成による接種が可能です。

問 健康支援課 感染予防係
☎97910950

資産税課からのお知らせ

① 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

「令和6年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおり納税者の縦覧に供します。

縦覧期間 4月1日(月)～30日(火)

※ 正午～午後1時を除く

※ 土・日および祝日を除く

縦覧場所 資産税課(本庁舎東棟1階)

⑤ 番窓

対象 市内に土地・家屋を有する固定資産税の納税者(納税管理人も含む)、またはその代理人(代理人の場合委任状が必要)

※ 縦覧者は本人確認のための納税通知書、運転免許証等が必要です。なお、納税通知書が4月15日(月)までに届いていない方は、ご連絡ください。

② 家屋を取り壊したときの届出について

家屋の全部または一部を取り壊した時は、「家屋滅失届」を提出してください。

賦課期日(毎年1月1日)が定められており、家屋を取り壊しても届け出がない場合は、翌年度以降も引き続き固定資産税が課税される場合があります。必ず届け出をお願いします。

③ 未評価家屋のある土地・家屋滅失した土地について

所有している家屋が未評価の場合や滅失している場合、家屋だけでなく土地の固定資産税にも影響がありますので、お早めに届け出いただくようお願いいたします。地方税法に基づき更正が行われますので、提出が遅れた場合、過年度に遡って固定資産税の税額変更が生じる場合がありますのでご注意ください。なお、②、③の届け出の様式に

ついては窓口または市ホームページから入手可能です。

問 資産税課 ☎9735394

子育て

放課後児童クラブ
ひとり親等支援事業

市内の放課後児童クラブ(学童)を利用するひとり親家庭や生活保護受給世帯に対し、利用料の負担を軽減します。

※ 継続利用者も毎年申請が必要です。

申込期間 3月4日(月)～15日(金)までは、入所する学童へ提出。3月18日(月)以降は、申請書・必要書類をこども家庭課窓口へ提出または郵送。

※ 4月からの適用を希望する場合は、4月30日(火)までに申込をお願いします。

※ 期間を過ぎて申込された場合は、申請月の翌月から軽減の対象となります。

※ 郵送の場合は4月30日の消印有効

対象者 市内に住所のある児童扶養手当の受給者、母子および父子家庭等医療費助成事業の受給者、または生活保護受給者

軽減額 放課後児童クラブが定める利用料(保育料・おやつ代のみ)の2分の1の額(上限月額5千円)

※ 行事費等は軽減対象外となります。

※ 申請書は市のホームページからもダウンロード可能です。

※ 詳細は市のホームページまたは、こども家庭課までお問い合わせください。

申問 こども家庭課 児童健全育成係
☎97314983

ホームページはこちら



ID:1381